

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）
2.9.1 に基づくものです。

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令を改正する予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名
資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の改正について
2. 対象品目
指定脱炭素化再生資源利用促進製品として「プラスチック製の容器包装（主務省令で定めるものを除く）、自動車（自動車リサイクル法第2条第1項に規定する自動車に限る）、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機」、指定再資源化製品として「電源装置（リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る）、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイス」
3. 趣旨及び目的
資源の有効な利用及び脱炭素化の観点から、我が国における再生プラスチックの利用を促進するため、指定脱炭素化再生資源利用促進製品としてプラスチック製の容器包装、自動車、ユニット形エアコンディショナ、テレビ受像機、電気冷蔵庫、電気洗濯機を指定する。
また、資源性の高い小型リチウム蓄電池の回収量の拡大と廃棄物処理現場における発煙・発火リスクの低減のため、指定再資源化製品に電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを追加指定する。
4. 公布予定 令和7年10月1日
5. 施行予定 令和8年4月1日
6. 意見提出先
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
経済産業省 GXグループ 資源循環経済課
TEL 03-3501-4978
7. 意見提出期限
WTO・TBT通報から60日後